

令和6年度

南 あ わ じ 市

財政援助団体等監査報告書

南あわじ市監査委員

## 目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	3
6	監査の結果	3
7	監査意見	6

## 1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査（補助金交付に関する事務）

※ 本監査をより効果的に行うため、対象とした補助金交付に係る団体を所管する部署に係る管理事務等が適正に実施されているかを検証する監査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

## 3 監査の対象

### (1) 団体

南あわじ市定住促進協議会

### (2) 所管部署

総務企画部ふるさと創生課

### (3) 監査の範囲

財政援助を与えている南あわじ市定住促進協議会の令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年度は令和 6 年 4 月 1 日から同年 7 月 30 日まで）における当該財政的援助に係る出納その他の事務及び当該団体を所管する部署の管理事務を監査の対象とした。

## 4 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

### (1) 所管部署関係

ア 補助金等の交付目的、補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

イ 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

ウ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
  - オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
  - カ 補助金等の効果、条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等がある場合、同様の確認がなされているか。
  - キ 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。
  - ク 補助金等交付による効果等を評価し、補助金の必要性の見直すための仕組みがあるか。
  - ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。
- (2) 補助金交付団体関係
- ア 団体内で補助金交付の目的及び条件について、周知及び統制がなされているか。また、監査役、監事等は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
  - イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
  - ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
  - エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
  - オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
  - カ 実績報告、精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
  - キ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
  - ク 定款、規約、経理規程等諸規程等は整備されているか。
  - ケ 現金、預金通帳、銀行印、補助金等で購入した財産（備品）等の管理は適切になされているか。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の期間等

令和6年10月2日から同年12月12日まで

関係職員等の説明を聴取した日

#### ア 事前審査

日程：令和6年10月18日

対象：総務企画部ふるさと創生課

#### イ ヒアリング

日程：令和6年11月27日

対象：総務企画部ふるさと創生課及び南あわじ市定住促進協議会

### (2) 監査の実施内容

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料等の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び補助金交付団体に対して聴き取り調査を実施した。

## 6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった南あわじ市定住促進協議会の財政的援助に係る出納その他の事務及び所管部署に係る管理事務ともに、当該財政的援助の目的に沿って行われており、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

### (1) 補助の目的

市総合計画の基本施策に掲げる「移住・定住の促進」を実現するため、官民協働で移住・定住及び交流事業を推進し、関係人口・移住者の獲得、定住人口の増加及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

## (2) 補助金の概要

### ア 補助金交付団体

① 団体の名称	南あわじ市定住促進協議会
② 設立年月日	平成 29 年 5 月 15 日
③ 主たる事務所の所在地	南あわじ市市善光寺 22 番地 1 (総務企画部ふるさと創生課)
④ 委員等数	委員 7 人 アドバイザー 1 人
⑤ 監査役数	1 人
⑥ 事務局職員数	3 人
⑦ 協議会の目的	南あわじ市の地域資源及び地域資産を利用した移住、定住及び交流事業を官民協働で進めることにより定住促進を図り、定住人口の増加及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
⑧ 事業内容	移住希望者、移住者に向けた事業を協議し、移住に関する情報発信、移住希望者向けイベント及び移住者交流会などの事業を行う。

※ ④～⑥は令和 5 年度の数値

### イ 補助金交付に係る基本的な事項

明文化はされていないが、次に掲げる基準により交付されている。

#### (ア) 補助対象経費

- a 協議会運営費（保険料、食糧費）
- b SNS 等を活用した情報発信（印刷製本費、業務委託料、振込手数料）
- c 田舎暮らし体験イベントの実施（業務委託料、振込手数料）
- d 田舎暮らし相談会等の実施（関係団体年会費、運搬費、消耗品費、振込手数料）

#### (イ) 補助金額の算定方法

補助金の額は、団体が支出した補助対象経費（予算額の範囲内）であって、事業内容が適切であると判断した額

(ウ) 補助金の交付方法

年1回の概算払い（精算は実績報告書による。）

(3) 補助の実施状況

	3年度	4年度	5年度	6年度
団体総支出額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,400,000
(補助対象経費)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,400,000
交付確定額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
(概算交付額)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,400,000

※ 令和6年度の団体総支出額・補助対象経費は予算ベース、概算交付額は7月末日までに支出したものである。

(4) 所管部署自己分析

ア 補助金の効果

SNS等を活用した情報発信や移住体験イベントの実施、移住相談会への出展など、民間活力を導入した移住・定住に向けた実践的な活動に取り組むことができている。

イ 補助金の効果から考えられる課題等

民間のアイデアや活力を生かした取組をさらに加速させるとともに、協議会参画団体の見直しなど、官民が一体となって移住者を支援していく体制の強化について、今後検討していく必要がある。

ウ 補助金のあり方・仕組みの見直し検討

補助金のあり方については、現状のままだが望ましい。移住・定住部署が事務局となることで、市の予算と両輪で「移住・定住施策」に取り組むことができる。

(5) 補助金交付団体自己分析

ア 事業実施に係る効果

官民協働により、様々な分野からの意見を聴収することができ、また柔軟な発想を基にした事業実施ができる。

イ 事業実施に係る今後の課題と取組方針

令和6年度より新規事業として「移住体験プログラム」を実施しているが、その効果・有効性を検証し、今後市の事業として位置付けられる

か見極めたい。

## 7 監査意見

### (1) 総括

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。補助金は、これに基づき市が特定の事業や活動等を助成、奨励するために公益上必要があると認めた場合に、反対給付のない金銭的給付として支出されるものである。その原資の多くは市民の税金であることから、常に交付基準等の厳格な運用による公平性・透明性を確保し、補助の必要性を説明し、市民の理解を得られることができるよう努めなければならない。

また、補助金には、政策目的を効率的に実現するための有効な手段として、様々な分野で活用されている一方、既得権化を招きやすい等の問題点があると指摘されている。

このため、補助金の交付に当たっては、成果や効果を正しく評価し、補助金額算定の根拠について定期的な見直しを行うなど適正化に向けた努力が求められる。

今回、所管部署の自己分析及びヒアリング等による監査並びに補助金交付団体の出納その他の事務で当該財政援助に係るものの監査を実施したところ、補助金交付に係る成果・効果、課題等を認識され、その事務の執行についてもおおむね適正と認められたが、さらなる円滑な事務執行のため、次に掲げる事項について取組・検討をされたい。

なお、今回の監査は、数ある補助金交付事務のうちから抽出して実施したものであり、これ以外の補助金交付事務を所管する部署においても同様のケースがある可能性は否定できない。関係部署にあつては、所管する補助金交付事務の現状を確認するとともに、適切な対応をとられたい。

### (2) 個別事項

#### ア 所管部署に係る事項

##### 要望事項

- a 本補助金交付は、南あわじ市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に基づいて行われているが、補助対象者、補助対象事業・経費、補助金額の算定方法などについて、交付規則第 20 条の規定に基づく交付要綱等は定められていない。

補助金交付基準等が明文化されていない現状は、補助金の公平性・透明性の確保の観点から好ましくない状況といわざるを得ない。また、令和 5 年度財務課作成の「補助金適正化ガイドライン」において、「補助金を交付する場合は、補助金の目的、対象事業、対象者、金額、補助率等を明文化した交付要綱等を整備する」と記載されていることから、早急に明文化するよう要望するものである。

- b 令和 5 年度の補助金交付団体の支出において、当該年度会計担当者が理事長を務める N P O 法人に事業の業務委託を行っていた。市内において移住者支援に特化した事業を実施している団体・事業者は当該 N P O 法人のみとのことであるが、補助金交付団体に係る出納その他の事務の執行について、透明性の確保の点から好ましくない状況であった。

しかしながら、すでに団体においても役員構成を見直し、令和 6 年度においては会計担当は別の委員が担っているとのことであるため、今後も市民に誤解を与えることのないよう団体への指導を徹底されたい。

## イ 補助金交付団体に係る事項

### 要望事項

所管部署に係る要望事項 b に同じであるから、所管部署と協議のうえ、補助金交付団体に係る出納その他の事務の執行について、透明性を確保し、今後も市民に誤解を与えることのないよう団体運営に努められたい。